

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3173号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



夕暮れの九十九里浜 (千葉県九十九里町)

### もくじ

● 随 想	● 情 報	● フォーラム	● 政 策
わが人生に感謝……………	国政情報……………	「みんなで作る魅力あふれる元気なまちやまきた」の実現に向けて — 神奈川県山北町 —……………	令和3年度地域力創造施策について②「地域おこし協力隊について」……………
			(2)
		山梨県町村会長・小菅村長 舩木 直美……………	(10)
			(12)

### コラム

## 納川

東洋大学国際学部国際地域学科教授

沼尾 波子

石見銀山の麓、島根県大田市大森地区にある築232年の武家屋敷を再生した「暮らす宿 他郷阿部家」。その入り口には「納川」の二文字から成る見事な書が掛けられている。宿の「電婆」(おかみ) 松場登美氏によると、書は中国の友人に書いてもらったもので、「納川」とは海のことだという。

海は、異質な河を沢山たくさん呑み込んで、広く、深く、美しいものとなる。その母なる海のように、多くの人々が集い、語りあい、豊かな場であれ。「暮らす宿 他郷阿部家」への祈りと敬愛が感じられる書である。

人が集う場をどう創るか。いま、各地で地域づくりプラットフォームの構築が進められている。多様な担い手が集い、地域の様々な課題について情報を共有し、対応を図るための場や仕組みを構築することは大切な。

総務省が2018年にとりまとめた自治体戦略2040構想研究会報告では、これからの自治体はプラットフォーム・ビルダーになる必要があると謳う。行政単独で様々な地域課題に 대응することは難しい。地域の多様な担い手、時には外部の専門家や地元ファンなどの「関係人口」とともに課題に向き合う。そのための場づくりが求められるようになった。

ところで、プラットフォームは中国語で「平

台」という。多様な人々や情報が集まる平らな場があり、一定の運営ルールはあるものの、場をどのように活用するか、そこにどんなコンテンツを置くかは、参加者が考え、デザインする。だが、日本の農山漁村における地域づくりプラットフォームは、「平台」というよりも「納川」ではあるまいか。

情報通信技術は、時間や空間距離を超えた関係構築を可能にする。農業や観光業においても、コンテンツで高付加価値化を考える時代である。各地で、多様な機能を組み合わせ、何が新しいものを創造する場として、機能的な「平台」に期待が集まる。

だが、農山漁村に様々な人が往来し、情報が集積するとすれば、人々は何に惹きつけられ、そこに居るのだろうか。それは効率的な機能を有する単なる「平台」ではない。風土に根差した地域の暮らしがあり、そこで育まれた技術や文化を丁寧に紡ぎなおしたり、美しい景観を前に、自身を見つめ直す。そんな懐の深い海のような場があればこそ、その風土・文化・景観を慈しむ多様な人々が集い、語り合い、関わりを持つのだろうか。

地域の風土や暮らしに対する慈しみと共感の輪を支える機能的な情報プラットフォームこそ、創造の源と呼べるのかもしれない。

### 写真キャプション

九十九里浜は、千葉県東部の刑部岬から大東崎までに及ぶ太平洋沿岸に面する日本最大級の砂浜海岸。全域を千葉県立九十九里自然公園に指定されており、日本の白砂青松100選、日本の渚百選に選定されている。海岸線を指す場合は九十九里海岸と呼ばれ、オーストラリアのゴールドコーストと類似した環境で行うビーチウォークに着目し、九十九里コーストラインとも命名されている。

# 令和3年度地域力創造施策について② ～地域おこし協力隊について～

## 総務省地域自立応援課課長補佐 菊地 信果夫

### 1 はじめに

都市地域から過疎地域等に移住した者が、概ね1年以上3年以下の期間、地域協力活動を行いながら地域に定住・定着を図る取組として、総務省が「地域おこし協力隊」を創設してから、本年度12年が経過し、令和2年度には、1,065団体に於いて5,560名もの現役隊員が地域で活躍している（資料1）。本稿では、地域おこし協力隊の現状と総務省の取組等について、紹介することとしたい。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

### 2 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の目標

地域おこし協力隊は、初年度である平成21年度は、隊員数89人・取組団体数31団体であったが、平成26年6月、安倍晋三内閣総理大臣（当時）から、今後3年間で隊員数（当時約1千人）を3倍にするよう指示が出され、これを受け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「アクションプラン」において、「平成28年に3千人、平成32年に4千人をめどに拡充」との数値目標が明記された。その後、平成28年度には活動した隊



### 資料1

## 地域おこし協力隊について

### 地域おこし協力隊とは

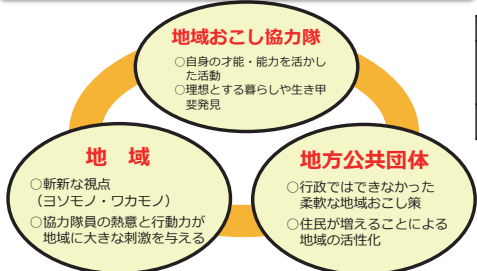
- 制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- 実施主体**：地方公共団体
- 活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- 地方財政措置**：
  - 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限（報償費等270万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）
 

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。）
    - ② 地域おこし協力隊員の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
    - ④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
    - ⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）
    - ⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
  - 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）
  - 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置（令和2年度から）

### 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



### 隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数  
※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人、令和2年度：96人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住  
※R2.3末調査時点



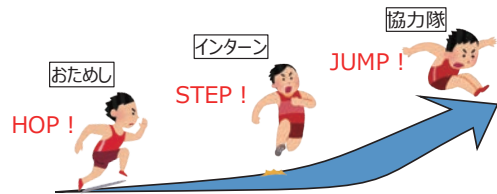
政 策

資料2 地域おこし協力隊の強化

○ 地域おこし協力隊は、平成21年度の創設以降、年々隊員数が増加し、令和元年度では5,503人の隊員が全国1,071の団体で活躍している。また、隊員OB・OGについても、引き続き地域で活躍されるなど地域活性化に大きく貢献している。こうした取組をさらに展開するため、地域おこし協力隊の強化を行う。

地域おこし協力隊インターンの創設

・「おためし地域おこし協力隊」（2泊3日程度）を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイメージできるよう、2週間～3か月、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」を新たに創設。



★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限

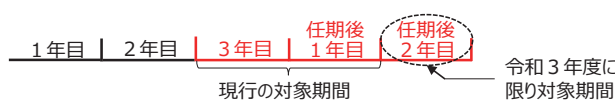
定住に向けた支援の強化

(1) 任期後の住まい確保支援措置の創設
・協力隊が活動する条件不利地域では賃貸物件も少なく、住まいが定住する際のハードルとなっているとの声があるため、新たな支援を創設。

(2) 起業支援の対象期間の拡大
・コロナの影響で資格取得が遅れ起業も遅れてしまうといった声がある。そこで、令和3年度に限り、任期後の対象期間を1年→2年へ延長。

★財政措置（特別交付税措置）

- ・対象経費：任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
・措置率等：措置率0.5（財力補正なし）



海外在住者向けの地域要件緩和

・現行、地域おこし協力隊員となるには、都市地域から転出することが要件となっているが、海外在住者が地域おこし協力隊員となる際に、国内の都市地域に住民票を異動させずに、直接地域おこし協力隊着任できるよう、地域要件の見直しを行う。

隊員が4,090人、取組団体は88団体となり、平成32年の目標を4年前倒しで達成した。その後さらに、平成30年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、隊員数を「6年後に8千人」とする目標が掲げられ、現在さまざまな取組を進めている。
注：https://www.kantei.go.jp/p/singi/sousei/info/pdf/h30-06-15-kinohousin2018hontai.pdf

3 取組の現状等

令和6年度に8千人の目標に向けては、①募集数の拡大、②応募者数の拡大、③ミスマッチの防止という3本柱で取り組む必要があると考えており、令和3年度においては主に応募者数の拡大に向けた制度の拡充を図ったところである（資料2）。以下、主なものについて詳述する。
①地域おこし協力隊インターンの創設
地域おこし協力隊への応募者数を増やしていくには、幅広い周知によりまず制度を知ってもらうことが必要であるが、当然、その次の段階として実際に協力隊へ応募するべく行動を起こしてもらわねばならない。そのためには、地方への移住や協力隊に「淡い関心」を寄せる方々の応募へのハードルを下げる必要がある。このため、令和元年度から、「おためし地域おこし協力隊」を実施しているところである。これは、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間（2泊3日以上）、受入地域での地域協力活動を体験し、受入団体、受入地域及び隊員との事前のマッチングを図る仕組みである。
この「おためし地域おこし協力隊」は、応募前に実際に現地を訪れることができる点で応募者、受入自治体・地域双方にとって有益な仕組みであるが、2泊3日程度のプログラムを実施している団体が多いこともあり、隊員になった後の生活をより具体的にイメージしたい、という声をいただくこともあった。そこで、日々、どこに住み、どのように通勤し、どのような仕事をして、オフはどのように過ごすか、といったことを実際に体験できるように、「おためし」とごまからない、けれども、一足飛びに本体の地域おこし協力隊となるわけでもない、そうした仕組みとして、今年度、「地域おこし協力隊インターン」を創設した（資料3）。

これは、2週間から3か月の間、参加者に、実際の地域おこし協力隊の行う活動に従事してもらう「イン

資料3 地域おこし協力隊インターン

○ 令和6年度に隊員数8,000人という目標に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

地域おこし協力隊インターン←NEW!

**おためし地域おこし協力隊**

- ★期間
  - ・主に2泊3日
- ★移住要件
  - ・なし
- ★活動内容(例)
  - ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
  - ・地域の案内、交流会
  - ・地域協力活動の実地体験 等
- ★財政措置(特別交付税措置)
  - ・実施経費：1団体あたり100万円上限

- ★期間
  - ・2週間～3か月
- ★移住要件
  - ・なし
- ★活動内容
  - ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事
- ★財政措置(特別交付税措置)
  - ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
  - ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限

⇒地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール!

⇒地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に!

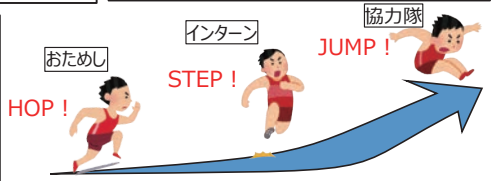
**地域おこし協力隊**

- ★期間
  - ・1年～3年
- ★移住要件
  - ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要
- ★活動内容(例)
  - ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
  - ・農林水産業への従事
  - ・住民の生活支援 等
- ★財政措置(特別交付税措置)
  - ・募集経費：1団体あたり200万円上限
  - ・活動経費等：1人あたり470万円上限

**参考事例**

・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1か月(短期)～1年(長期)の「地域インターン」を実施。短期(主に大学生)113名、長期(主に社会人)35名が参加(2012～2019年度、延べ数)

・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。



「ターンプログラム」を実施する自治体に対し、そのプログラムの作成に要する経費について1団体あたり100万円を、また、インターン参加者の活動に要する経費について1人1日あたり1・2万円をそれぞれ上限に、特別交付税措置を講ずるものである。この「活動に要する経費」については、地域おこし協力隊の活動に要する経費の積算を参考に、インターンには不要と思われる項目を割り落として設定したものであるが、例えば宿泊場所の用意等に係る経費は含まれる。インターン参加者の報酬水準については、地域の最低賃金を考慮するとともに、現役隊員とのバランスを考慮して設定する必要がある。

これで、「おためし」「インターン」「本体の」協力隊という、いわばホップ・ステップ・ジャンプの施策が揃うこととなった。「おためし」や「インターン」により、地方への淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方に、協力隊というツールを通して、実際の「地方での暮らし」を体験してもらうことが可能となり、ひいては関係人口の創出にもつながっていくことができると考えている。また、近年は、地域活性化や地域振興に興味をもち、

実際に地域でフィールドワークを行う学生も増えてきており、大学の研究活動にそうした活動を組み込んでいる研究室も増えてきている。この「インターン」を活用し、学生が休暇を利用して収入を得ながら地域おこし活動に携わることも可能であるし、大学と受入自治体が連携し、インターンでの地域協力活動をゼミの単位として認定するといったことも可能であろう。各団体におかれては、是非積極的な活用をお願いしたい。

②任期中及び任期終了後のサポート

隊員へ応募するに際しては、任期中及び任期終了後の定住に向け、どのようなサポートがあるのか、という点も考慮に入れることとなる。

任期中の支援については、総務省の主催する研修(初任者研修、ステップアップ研修)、都道府県単位での研修といった各種の研修のほか、総務省が開発・運営する地域おこし協力隊サポートデスクによる相談対応などを受けることができる。

隊員任期終了後の動向については、例年3月末時点の定住状況等に係る調査において数値を把握しており、直近の調査においては同一市町村内に定住した者のうち4割弱が「起業」と回答し、年々その割合が増加しつつある。そのほか、起業以

政 策

外では就業（就職）が4割強でトップ、就農・就林等が1割強で続いており、こうした方々も、引き続き地域を元気にするために頑張っておられる。

総務省としては、隊員の「起業・事業承継に要する経費」に対し、1人あたり100万円を上限に特別交付税措置を講じている。従前、対象とする「起業の期間」について、隊員としての最終年次及び任期終了後1年間の2年間としてきたところだが、コロナ禍により、起業のために必要な資格取得が遅れた、師匠について1年間勉強しようと思っていたが師匠も仕事が無くなってしまった、などの要因で起業が遅れてしまった、という声が聞かれた。そこで、令和3年度に限っては対象が、対象とする「起業の期間」を、最終年次及び任期終了後の2年間としたところである。

さらに、任期終了後の隊員の住居確保についても、新たに支援を行うこととした。隊員の住居としては、受入自治体が賃貸物件を借り上げたうえで隊員用宿舎として運営するような場合があるが、任期終了後は宿舎から出なければならず、他に適当な物件がないために住居の確保に苦労したという声をお聞きすることが

あった。そもそも賃貸物件すらないような集落で活動する場合には、地域の空き家に入居し、隊員としての活動の間を縫って自ら手入れをして住居とする必要があるが、これも中々の負担となる。そこで、今年度から、受入自治体が地域の空き家を改修し、任期後の隊員の住居とする際、その改修に要する経費に対して特別交付税措置を講ずることとした。都市部から移住してくる隊員にとって、住居の確保は大きな問題であり、こうした手当てを予めしておくことで、応募に際しての心理的なハードルを少しでも下げることができただけでなく、地域における空き家の利活用も進むことが期待される。

4 おわりに

紙幅の関係上、本稿では、令和3年度に拡充した地方財政措置の内容の紹介が中心とならざるを得なかったが、今後の協力隊制度の充実の方向性について、最後に触れておきたい。

上述のように、令和3年度については、協力隊の応募の裾野を拡大するための拡充に主に取り組んだところであるが、募集・応募の状況を見ると、一部の募集案件に多くの応募が集中し、多数の応募者から選りす

くって採用決定を行うことができる団体と、応募をかけても募集が集まらない団体の格差が拡大してきている。後者のような団体の抱える課題はさまざまであるが、大まかに言って、①協力隊を受け入れる素地がきちんとできているか、②適切な募集案件が組成されているか、③募集案件を「狙った層へ」より刺さる「形」でPRできているか、という3点について改善が必要と考えられる。

①については、従前より言われていることではあるが、主体的かつ地域を巻き込んだ形で受け入れについて議論し、なりたい地域の姿・ビジョンや、そこに向けたミッションが明確になっているか、という問題である。「首長が受け入れたいと言っているから（予算がついたから）」「〇〇分野で人手が足りていないから」といった理由だけでは、中々円滑な受入れは難しいこの辺りのことは、「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き」<sup>(注)</sup>に詳述しているのので、是非参照していただきたい。②については、①で議論したビジョンやミッションに必要な要件定義・ペルソナ設定を行ったうえで募集要項に落とし込めているか、ということである。それには、協力隊担当課（企画・地域振興系）と協力隊配属課（観

光や農林水産など現業系）、人事担当課、首長など、協力隊の受入れに関わる者の間でしっかりと議論をし、認識を共有することも必要となる。このことは、隊員が不満を抱いた際に責任をもって隊員に向き合う体制づくりにも資する。③については、例えば、行政外部のプロフェッショナルの力を借りる（ライターや映像制作者に委託することや、都市側の移住希望者（移住相談窓口を訪れた者等）を適切に協力隊の応募へとつなげていくことが必要となる。他方、各団体も限られた人員で日々の仕事をこなしているところであり、「団体側に課題がある」ことを指摘して突き放すだけではその解決にはならない。今後に向けては、こうした課題の解決に向けた自治体支援がより一層重要になってくることを考えている。

注： [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000717675.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000717675.pdf)

(担当者)  
総務省 地域自立応援課  
井上係長 城戸事務官  
岡田事務官 池崎事務官  
(連絡先)  
03-5253-5391



現地レポート 町村独自のまちづくり

山北のお峯入り 共和地区に古くから伝わる民俗芸能。5年ごとに公演を開催。



「みんなのでつくる魅力あふれる元気なまちやまきた」の実現に向けて

神奈川県

山北町

山北町の概要

山北町は、東京から西へ約80km、神奈川県西部に位置し、県内で唯一、静岡県と山梨県に隣接する県境の町です。総面積は224.61km<sup>2</sup>、横浜市、相模原市に次いで県内で3番目の広さを有し、その約9割が丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む山岳地帯で、四季折々に表情を変える西丹沢のやまなみや、富士山と丹沢山地を源流とする酒匂川などの清流に囲まれた、豊かな自然に恵まれた町です。

当町の歴史は古く、南北朝時代が起源と伝えられる国指定重要無形民俗文化財「山北のお峯入り」や、県指定無形民俗文化財「世附の百万遍念仏」、「室生神社の流鏝馬」など、貴重な民俗芸能が伝承される豊かな歴史が育む文化の町でもあります。

町内には、信玄公の隠し湯と伝えら



丹沢湖 昭和53年の三保ダム建設に伴い、出現した湖。近年では釣りやSUPなどのレジャーが盛り上がりつつある。

れている「中川温泉」や、日本の滝百選「洒水の滝」、平安時代末期に築城された「河村城跡」などの観光資源を有するとともに、観光の中心である丹



フォーラム

沢湖周辺では、「丹沢湖花火大会」をはじめ年間を通してさまざまなイベントが開催され、首都圏の観光・レクリエーションの場として多くの観光客が訪れています。

また、雄大な山々と深い森から流れ出る豊かな水資源は、町が誇る財産で、丹沢湖は神奈川県民の水がめとして、県民生活を支えています。また、地域の約9割を占める森林資源を活かし地域振興を図るため、「森林セラピー基地」の認定を受け、当町の森林の持つ癒し効果を広くPRするために、定期的に森林セラピー体験ツアーを実施し



▶室生神社の流鏝馬 山北地区の室生神社では毎年11月3日に例大祭の神事として流鏝馬を行っている。

ています。基幹産業である農業は、銘茶「足柄茶」をはじめとして、みかんやキウイフルーツなどが生産され、最近では遊休農地を活用したオリーブの栽培にも取り組んでいます。

現在、2019年度から2023年度を計画期間とする「山北町第5次総合計画後期基本計画」に基づき、まちづくりを進めています。この計画では、町の将来像を「みんなでつくる魅力あふれる元気なまちやまきた」と定め、「町民力・地域力を発揮するプロジェクト」と「若者定住・子育て支援



▶森林セラピー 山北町では町域の9割を占める森林資源を活用して健康増進と疾病予防を目指して森林セラピー(森林浴)事業を実施している。

プロジェクト」を2つの重点プロジェクトとして、優先的に実施することとしています。今回はこの重点プロジェクトに関連する取組についてご紹介します。

自治会活動への支援

当町では、平成25年4月に制定した「山北町自治基本条例」に基づき、町民、議会がそれぞれ対等な立場で協働してまちづくりを進めています。この条例において、自治会は地域のコミュニティ組織として、まちづくりの中心



▶座談会「町長と語ろうまちづくり」町内の各地区で実施している。

的な役割を担うとされていることから、町では町内54の自治会に対して、防災資機材や活動拠点となる集会所の整備助成など、さまざまな支援を行っています。

特に今年度については、新型コロナウイルスの感染拡大により、自治会の行うさまざまなコミュニティ活動が中止となっている現状を鑑み、自治会活動の活性化を図るため、新たに「自治会活動活性化応援助成金」を創設しました。この助成金は、町内にある6つの連合自治会に対して、自治会活動の活性化に資する事業を積極的に行っていたため、基本額100万円に1世帯につき1,000円を加算した金額を助成金として交付しました。

コロナ禍により停滞した自治会活動が、この助成金を活用することで活性化し、一日も早くこれまでの活動が再開される環境となることを願っています。

座談会「町長と語ろうまちづくり」の開催

毎年、地域の課題やその解決の方向を見出すために、町内7会場で開催される座談会を開催し、地域の方々と直接、顔を合わせてまちづくりに関する意見交換を行っています。意見交換のテーマとしては、それぞれの地域特有の課題もありますが、最近ではどこの地域におい



## フォーラム

ても「防災対策」と「鳥獣被害対策」が大きな課題となっており、町行政と町民とで熱い議論を重ねています。

それぞれの地域特性に合ったまちづくりを進めていくためには、こうした機会に町民と町とでしっかりと情報共有し、いただいたご意見・ご提案を町政に反映させていくことが重要であると考えています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、残念ながら開催中止となりましたが、今年度については、感染防止対策をしっかり講じた中で、何とか開催していきたいと考えています。

### 「地域づくり委員会」のまちづくりへの参加

当町では、地域資源を活用し地域の活性化に資する、まちづくり活動を行う地域づくり委員会が、町内4地区で組織されています。地域づくり委員会は、自治会とは別組織で、自分の住む地域の魅力を高めるまちづくりを自ら考え、自主的に活動している組織であり、町からも僅かではありますが、助成金を交付しています。最近の取組としては、丹沢湖周辺へのもみじの植栽、ホタルの里づくり、各種イベントの企画など、それぞれの地域特性に合った事業を進めており、地域づくり委員会の運営にあたっては、近隣大学の先生をアドバイザーとして招き、4地区の

代表により構成される運営委員会の中で、各地区の取組の検証や情報交換を行い、より良いまちづくりにつながるよう議論しています。

### 「鉄道のまち」としての誇り

「山北駅」は、明治22年に東海道本線が開通した際、箱根越えの要衝として発展し、大正から昭和初期の最盛期には、駅関係職員が600人を超え、「鉄道のまち」として大変栄えていました。当時の山北駅の歴史を感じさせる鉄道関係の貴重な品々は、駅舎に隣接した「鉄道資料館」に展示されています。

山北駅は、乗降客数の減少を理由に平成24年3月に無人化となりましたが、「山北駅を無人駅にしてはならない。」という町民の強い思いもあり、

同年5月から町内NPOや鉄道関係OBの協力を得て切符販売員を配置し、乗車券の簡易委託販売を実施しています。無人化となった山北駅舎を活用したこの取組により、山北駅は町民の地域コミュニティ形成の場として、駅周辺の活性化に一定の効果をもたらしています。

また、山北駅に隣接する山北鉄道公園には、昭和43年まで御殿場線で活躍していた蒸気機関車「D52170号機」が静態保存されていました。町では地方創生加速化交付金を活用し、平成28年3月に圧縮空気を動力源として、48年ぶりに動態化させました。

全国に7両現存するD522のうち、走行可能なものは当町のD522のみであるため、「動くD52」が見られるイベント開催時には、各地から鉄道



▶ D5270 山北鉄道公園に静態保存されていた、SLが平成28年に復活した。日本で唯一自走するD52。



▶ 切符販売 平成24年に無人駅になったが、同年よりNPO法人が切符販売を実施している。

ファンが訪れています。今後は、一般の方にD52の乗車体験をしてもらうことなども視野に入れて、現状12mの軌道を30mに延長する計画を進めています。

### 観光の中心となる丹沢湖

昭和53年、当町の象徴的な観光スポットである丹沢湖が誕生しました。この湖は人造湖でありながらも、周囲の自然環境と調和した美しい風景を特徴としています。そして、8月には水



▶ D5270のマスクットキャラクター「でこいとでこみい」 D5270の復活と同時に披露目になったでこいと、令和元年にお披露目になったでこいいの妹の「こみい」。



## フォーラム

▲カヌーマラソン 毎年夏に丹沢湖で開催されるカヌーを使った競技大会。



中花火や打ち上げ花火が湖面を彩る「丹沢湖花火大会」、11月には山北名物猪鍋を味わえる「西丹沢もみじ祭り」、湖畔の紅葉が見頃となる時期に開催される「丹沢湖ハーフマラソン大会」など、季節を感じられるスケールの大きいイベントが開催されています。

また、丹沢湖の湖面を活かしたアクティビティとして、ボートやカヌーの体験もでき、毎年、7月には色とりどりのカヌーが湖を彩る「カヌーマラソンIN丹沢湖」が開催され、多くの選手がしのぎを削っています。特に近年では、ボートの上に立ちパドルで漕い

で水面を進む「SUP(スタンドアップパドルボート)」競技者も増えています。昨年度、丹沢湖でSUPをより多くの方々に楽しんでもらうために、湖畔に更衣室付き艇庫「SupSta丹沢湖」を建設するなど、若者を呼び込む新たな観光資源として期待を寄せています。

### 定住総合対策事業の推進

当町では、少子高齢化、人口減少という深刻な課題に対処するため、平成21年度に近隣自治体に先駆け、定住対策に特化した部署「定住対策室(現在は定住対策課)」を新設しました。定住対策事業については、住宅環境の整備、子育て支援、企業誘致など多岐にわたるため、各課で推進すべき事業を位置付けた「山北町定住総合対策事業大綱」を策定し、庁内関係課で構成される推進会議において、それぞれの所管課で取り組んでいる事業の効果検証を行い、事業の見直しや新規事業の実施につなげています。具体的な事業については、子育てを支援する「出産祝い金」、「紙おむつ支給」、「小児医療費助成」、また、住まいづくりを応援する「空き家バンク」、「新築祝い金」、「空き家活用助成金」、さらには当町での田舎暮らしを体験できる「お試し住宅事業」など、多岐にわたる事業に取り組んでいます。

また、定住対策については、当初から若者・子育て世代が住みたくなる環境づくりに軸足を置いて進めてきたところでありますが、平成26年3月には、PFI事業による山北駅北側定住促進住宅「サンライズやまきた」が完成し、子育て世代の移住・定住に一定の効果を上げています。さらに現在、令和4年度の完成を目指し、東山北駅周辺において、「サンライズやまきた」とは別のコンセプトで、PFI事業による若者・子育て世代向けの住宅の整備を進めています。

### (仮称)山北スマートIC整備事業の推進

平成26年8月、新東名高速道路(仮称)山北スマートICの事業化が決定しました。当町には東名高速道路のICが無く、新東名高速道路においてもICの設置が予定されていなかったため、国・県などのご支援をいただきながら、長年にわたりスマートICの実現化に向けた取組を進めてきたことが、ようやく実を結びました。運用形態は、東京方面乗り降り限定のハーフICで、首都圏からのアクセス性が飛躍的に向上し、観光交流人口の増加や企業活動の活性化などが期待されます。

(仮称)山北スマートICは、新東名高速道路が全線開通する令和5年度

末に供用開始されるため、現在、町では周辺観光施設等のリニューアルや新たな施設整備について検討を進めています。特にスマートICの近くに設置されている「道の駅山北」については、スマートIC供用開始後には利用者が増加することが見込まれるため、県に対してもご支援、ご協力をお願いしたところがあります。

当町の新たな玄関口となるスマートICの完成が待ち遠しいと思う反面、スマートICを活かした周辺地域の活性化に資する取組を加速化する必要があると感じています。

### おわりに

当町の活力の原点は地域にあり、地域が元気になることで、まち全体が元気になります。行政は町民の提案や要望などに耳を傾け、協働でより良い地域づくりを進めることが重要です。

コロナ禍という状況下において、当町を取り巻く環境も大きく変化しようとしています。今後、昔からそこにある資源を大切にしつつ、新しい動きとの相乗効果により、「みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた」を目指し、まちづくりを進めていきます。

山北町長 湯川 裕司

情報

国政情報

◎「新・湯治」の効果測定調査結果を発表―環境省

環境省は8月2日、全国「新・湯治」効果測定調査結果を発表した。同省は、2017年に作成した「新・湯治推進プラン」で温泉法の規制から「温泉地の活性化」に転換し、①「チーム新・湯治」活動の展開②全国「新・湯治」効果測定調査③インバウンド対策の推進などを盛り込んだ。今回、効果測定調査の3か年結果をまとめたもので、「温泉地滞在後に心身に良い変化」「湯につかるだけでなく、ゴルフや登山、温泉地での周辺観光・食歩き、エヌテなどが心身変化に関連」「日帰りや年間を通した温泉訪問でも心身に良い影響」などが確認された。同省は、この結果を全国発信し温泉地の賑わい創出につなげる。

一方、総務省は7月30日、2020年度のふるさと納税調査結果を発表した。受入額は6,725億円(前年度比38%増)、受入件数は3,489万件(同50%増)で、ともに過去最高となった。また、21年度課税の控除額は4,311億円(同24%増)、控除適用者数は552万人(同34%増)だった。受入額が最も多かったのは宮崎県都市の13.5億円、以下、北海道紋別市1.34億円、同根室市1.25億円、同白糠町97億円、宮崎県都農町83億円など。一方、控除額は横浜市17.7億円をトップに大都市で控除額が大きい。

◎住民基本台帳人口が12年連続の減少―総務省

総務省は8月4日、住民基本台帳人口(2021年1月1日現在)を発表した。日本人住民は1億2,384万2,701人で、前年より42万8,617人(0.34%)

減少した。12年連続の減少。また、外国人住民は281万1,543人で、同5万5,172人(1.92%)減と7年ぶりに減少に転じた。なお、日本人の出生者数は84万3,321人で調査開始(1979年度)以降最少を更新。自然増減数は53万608人の自然減で13年連続して拡大した。

都道府県別(日本人)では、増加は東京都(3万9,493人増)のほか神奈川県、沖縄県、千葉県、埼玉県、東京都、北海道(3万5,428人減)など42道府県で減少した。また、市区部人口は1億1,333万771人(構成比91.5%)、町村部人口は1,051万1,930人(同8.5%)で、前年よりそれぞれ0.28%、1.06%減少。市区では662団体(81%)、町村では836団体(90%)で減少した。町村では、人口は広島県府中町が5万1,445人で最も多く、人口増加数は熊本県菊陽町556人増、増加率は鹿児島県三島村4.96%増で最も高い。逆に、人口減少は北海道八雲町617人減が最も多く、減少率は熊本県球磨村6.06%減が最も高かった。

◎盛土の災害防止対策検討へ省庁連絡会議―政府

政府は8月10日、盛土の災害防止のための関係省庁連絡会議を発足させた。熱海市の土石流災害を受けて、土石災害警戒区域上流域等の盛土や大規模盛土造成地を年内に点検。その上で、土地利用規制など必要な対応策を検討する。また、国土交通省は8月24日、洪水・土砂災害の予報の在り方で報告書をまとめた。市町村の防災対応や住民避難の予報について「単一の発信元が

らの責任と一貫性を有する提供(シングルボイス)」を提言した。

一方、政府の流域治水推進関係省庁実務者会議は7月30日、流域治水推進行動計画を決めた。気候変動の影響を踏まえ①治水計画・設計基準の見直し②流域全体を俯瞰した多層的対策③防災・減災の社会に向けた仕組みづくりを進める。今後5年間を目標に、河川整備計画を20水系・海岸保全基本計画を39都道府県で見直すほか、2級水系でもダムの事前放流を実施。さらに、「田んぼダム」に取り組む水田面積を約3倍以上に、雨水貯留浸透施設を設置を900市町村、森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制などを実施。さらに、雨水出水浸水想定区域図の作成(約800団体)などを盛り込んだ。

◎中小学校の「地域一斉の臨時休業は避けるべき」と要請―文部科学省

文部科学省は8月20日、中小学校等の新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を各都道府県等に通知した。デルタ株の感染者急増で児童生徒等の増加も懸念されるが、「地域一斉の臨時休業は避けるべきだ」とし、改めて学校での留意事項等を要請。また、8月27日には児童生徒・教職員が感染した場合の出席停止・臨時休業の判断など対応ガイドライン、登校できない児童生徒へのICT活用学習も示した。

一方、厚生労働省は7月30日、2021年版厚生労働白書を公表した。新型コロナウイルス感染症と社会保障をテーマに解説。昨年から「女性」「宿泊・飲食業」「生活関連サービス」等で雇用者が減少したほか、自粛生活で高齢者の交流機会減少と認知機能の低下も増加。女性と若者で自殺者や家庭内でのDVも増える一方、出生数減少も懸念されるとした。また、医療・福祉現場では検診・健診の受診率低下と医療利益の減少、介護サービス利用者も大幅に減

少。さらに、感染者増加で病床占有率も上昇、さまざまな病床確保策が取り組まれたとした。その上で、白書は感染拡大で顕在化した社会的危機に対応すべき課題に①多様な働き方を支える②孤独・孤立を防ぐ支えあい③性差のない社会づくり④社会保障のデジタル化⑤危機に強い医療・福祉現場一を挙げた。

◎2022年度概算要求で地方交付税は前年度比0.4%増を要求―総務省

総務省は8月31日、2022年度の予算概算要求を発表した。総額は、前年度比1.15億円(0.7%)減の16兆4,837億円、うち地方交付税(交付ベース)は同623億円(0.4%)増の17兆5,008億円を計上。併せて22年度も4.5兆円の財源不足が見込まれるため交付税率の引上げを事項要求した。自治体DX加速の一環としてマイナンバーカード普及・利活用促進に1,230億円(前年度1,055億円)計上、新規に全国の市町村トップセミナー実施等0.9億円も要求。また、地域おこし協力隊の強化等に6.5億円(同3.5億円)、新規に地域活性化起業者の推進0.2億円を計上。このほか、骨太の方針2021に盛り込まれた感染症を踏まえた国と地方の連携推進・新たな役割分担の推進経費に1億円(同0.6億円)も計上した。

一方、総務省は8月3日、2021年度普通交付税大綱を閣議報告した。総額は前年度比5.1%増の16兆3,921億円で、うち市町村分は7兆4,645億円(同5.2%増)。「地域デジタル社会推進費」や感染症対応業務に従事する保健師の強化経費等を措置した。また、不交付団体は東京都と53市町村(前年度75市町村)。不交付団体から交付団体に移ったのは、宮城県女川町、福井県おおい町、滋賀県竜王町など24団体。(ジャーナリスト 井田 正夫)



## 情 報

## できるだけ早期の避難指示等の発令が住民の命を守ります 全国町村会「災害対策費用保険制度」をご活用ください

### 発生予測の難しい「線状降水帯」予防的な避難指示等の発令がカギ

近年、自然災害が増加し、本年も大雨による土砂災害や風水害等、全国各地で甚大な被害が発生しています。中でも、近年頻発する集中豪雨のほとんどは「線状降水帯」の発生によるものとされており、地球温暖化の影響により海に囲まれている日本では今後も発生頻度が多くなると予想されています。気象庁では6月から線状降水帯の有無を知らせる気象情報として「顕著な大雨に関する情報」を発表していますが、線状降水帯の発生予測は難しいとされており、住民の生命・身体の保護を図るためには、「できるだけ早期に避難指示等の発令」や「予防的な避難指示等の発令」が必要です。

災害が発生し、避難指示等を発令したものの災害救助法が適用されなかった場合、かかる費用はすべて町村の負担となります。自然災害の増加に伴い多くの避難指示等の発令がされていますが、現状、発令の9割以上（令和2年度末時点過去6年間）が災害救助法の適用に至っておらず、ほとんどの災害においてかかる費用が町村の負担となっています。

### 本保険加入で「空振りをおそれない避難指示等の発令」「財政負担軽減」を

災害時に避難指示等を発令しても、大きな被害が生じず「空振り」に終わってしまうリスクや、空振りが続くことによる住民の避難率の低下、避難所の開設等にかかる財政的負担等、様々な要因により自治体が発令を躊躇してしまうケースがあります。しかし、内閣府は「空振りをおそれず避難指示等を発令」することを推奨しており、自然災害が毎年のように発生する現状では、今後ますます発令数が増加していくことが考えられます。

災害対策費用保険制度は、自然災害またはそのおそれが発生し、町村等が避難指示、高齢者等避難を発令したことにより、応急救助を行うために発生する町村負担の費用の一部を保険金として支払う保険制度です。（ただし、災害救助法の適用を受けた災害を除きます。）保険料は普通交付税措置されていますので、町村の財政負担を軽減しつつ住民の命を守る一助として、ぜひこの保険制度をご活用ください。

#### 大雨による避難勧告等の事例

##### 概要／平成30年度発生（九州）

平成30年7月豪雨により、大雨警報が発令されたため、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。その後雨が強くなり、大雨特別警報が発令されたため、「避難勧告」を発令した。約2日間発令し、避難所を14か所開設し、職員247名が対応し、約300名が避難した。

##### 保険金支払

毛布のレンタル代約6万円、備蓄食料代約10万円、飲料水代3万円、職員の超過勤務手当約900万円の合計約920万円の費用が発生。Bプランでの加入だったため、一事故支払限度額の300万円の保険金が支払われた。

#### 保険金支払実績

- ・制度発足から4年間で1,018件、約9億円の保険金をお支払い
- ・避難勧告・避難指示<sup>(※)</sup>1回あたり平均140万円をお支払い

(※) 令和3年5月20日より「避難指示」に一本化

補償内容等の詳細は「町村.com」掲載の手引きをご覧ください。

(<https://www.zck.or.jp/choson/>)

加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

## 随 想

## わが人生に感謝



ふな き なお よし  
山梨県町村会長・小菅村長 船 木 直 美

昭和32年7月に小菅村の小さな農家の長男として生まれ、曾祖母を筆頭に、病氣療養中の祖父母、両親という家族構成の中で幼少期を過ごしました。

その頃は養蚕や炭焼き、ワザビ栽培などで生計を立てていました。小学生の頃の私は、養蚕の時期になると、桑の葉取りや蚕拾いの手伝いを行いました。何よりも思い出しに残っているのは、夜、蚕がざわざわ

と桑の葉を食べる音が怖くてなかなか眠れなかったことです。

また、中学生になると休みの日には、持山に父母と弟と4人で行き、杉やヒノキの枝打ちや下草刈を手伝いました。大変な仕事から早く解放されたくて、作業範囲を父に決めてもらい休む暇も惜しんで終わらせる。まだ帰るには早いからと結局日没まで手伝つことになりました。父には不満もぶつけられず嫌々作業を続けたことで山を嫌いになりました。ある日、父に言われ枝打ちをした箇所を振り返ってみると、今まで鬱蒼としていた山が一変し、眼前に広がるすがすがしい光景に達成感と大きな感動を覚えました。

中学を卒業すると、高校へは家から通学できず16歳にして下宿生活を余儀なくされ、最初はホームシックになり涙することもありました。しかし、新しい生活に慣れると帰省するのも忘れ、さまざま体験に夢中になり高校生活を謳歌していました。しかしその裏では、貧しい家庭で仕送りが大変だったろうに、こんな私のために何も言わず仕送りをしてくれた両親への感謝の気持ちを忘れていたことが恥ずかしく思い出されません。

時は流れ、昭和52年4月に小菅村役場に採用され教育委員会に配属と

なりました。当時の教育委員会は、教育長は非常勤、次長は病気で休みがち、先輩はスクールバスの運転で席を外していることが多い中、1年生の私に与えられた最初の仕事が「中央公民館建設」でした。これは、村にとっても大きな公共事業で右も左も分からない私にとってはいきなりの大仕事で、補助金申請？実績報告？何もかも1から勉強でした。そして、大変な苦労の中、諸先輩方のご指導・ご協力をいただきながら、何とか完成までこぎつけることができましたが、苦い思い出の公務員生活のスタートとなりました。

私の人生の転機となったのは、平成7年に日本の過疎地域リーダーを育成する「山間過疎・地域リーダー国際研究事業」制度への参加で、全東北は北海道から南は九州の研修生8名や塾長の東京大学名誉教授大森彌先生、法政大学名誉教授岡崎昌之先生との出会いでした。この研修は、1週間の国内での研修後、アメリカオレゴン州とスイス山岳支援センターに分かれ、約10日間、国際的な過疎地域の現状や政策を学びました。私はスイス班を希望し景観を維持していくための政策の1つである農家への直接支援制度の仕組作りや、観光政策への国・州・自治体の役割等を学びました。また、

自主自立を目指し奮闘している小さな自治体の視察も行いました。

翌年、今度はオレゴン州への研修の話がありこんな素晴らしい研修にぜひ参加したいと自ら休暇を取り参加させていただきました。オレゴンでは、ヒバート教授にご案内していただき、州へ自治体が地域の実情をもとに事業計画を行い事業化できる仕組みやオレゴン大学の地域連携について学びました。この経験こそが、今日の私の原点となっています。

そして「人生は1度きり」と思いで、平成22年12月長年お世話になった小菅村役場を早期退職しました。

農業やアルバイトで過ごす中、何か大きなことにチャレンジしたい気持ちが芽生え、村長選へ立候補し幸運にも当選。平成24年6月から村長としての務めが始まり、現在3期目に至っています。

この間多くの皆様との出会いがあり多くのことを学ばせていただき、政策にも反映できましたことに感謝しています。「60歳を過ぎたら地域へ恩返し」をモットーに任期を全うし、次世代へつなぐ一助となればと思っています。今、改めてこの「随想」を執筆するに当たり幼少期からのことを思い出すきっかけをいただきましたことを感謝いたします。